

# 小田原市立病院経営改革プラン（案）【概要版】

## 1 策定の背景と目的（P 2）

人口減少や少子高齢化が急速に進展し、医療需要が大きく変化することが見込まれる中で、国（総務省）は平成27年に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置している地方公共団体に対し、「新公立病院改革プラン」の策定を求めた。

ガイドラインでは、①「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、②「経営の効率化」、③「再編・ネットワーク化」、④「経営形態の見直し」の4つの視点に立って、公立病院の役割や経営の効率化に係る具体的な取組のほか、医療機能等の指標に係る数値目標及び経営指標に係る数値目標の設定をすることが求められている。

そこで、小田原市立病院が地域の基幹病院としての役割を十分に果たせるよう、今後のあり方や将来像、目指すべき数値目標等を設定し、その実現に向けた取組を着実に実行するため「小田原市立病院経営改革プラン」を策定する。

## 2 計画期間（P 2）

平成29年度から平成32年度まで

## 3 市立病院の果たすべき役割と将来像（P 14）

### (1) 地域医療構想を踏まえた市立病院の果たすべき役割

- ・基幹病院として高度急性期、急性期医療を中心に地域の医療を守り続ける
- ・高齢者人口の増加に伴う疾病構造の変化へも対応可能な体制を構築する
- ・地域の医療機関や在宅医との間での連携を強化する

### (2) 平成37年（2025年）における市立病院の将来像

高度で専門的な医療を安定的に提供し、地域住民の安全安心に寄与する医療機関

### (3) 医療機能等に係る数値目標

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
手術件数(件)	3,613	3,674	3,697	3,721	3,744	3,767
救急搬送人数(人)	5,628	5,628	5,719	5,811	5,902	5,993
紹介率(%)	63.7	66.0	67.0	68.0	69.0	70.0
逆紹介率(%)	67.4	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0

### (4) 一般会計負担の考え方（P 15・P 22）

総務省の定める「地方公営企業繰入金通知」に基づき、繰入基準の範囲内で繰り入れることとし、また、適正かつ必要最小限の繰入額となるよう努める。（単位：百万円）

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
一般会計繰入金の見通し	1,300	1,350	1,350	1,283	1,217	1,150

#### 4 経営改革の進め方（P 18）

##### （1）基本方針

収益と費用のバランスがとれた健全な病院経営の実現と、それを支える人材の確保・育成及び職員の改革意識の醸成を基本方針とし、各種の数値目標を定め、たうえで経営改革に取り組む。

##### （2）目標達成に向けた具体的な取組

収支状況の改善、人材の確保・育成、建物設備の更新に向けた取組を行う。

##### （3）主な経営指標に係る数値目標

収支改善、経費削減、収入確保及び経営の安定に係る数値目標を設定する。

	27年度 (実績)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
経常収支比率(%)	97.6	99.3	99.8	99.8	99.9	100.6
医業収支比率(%)	90.8	92.2	92.7	93.2	93.7	94.9
材料費対医業収益比率(%)	25.8	25.8	25.7	25.6	25.6	25.5
委託料対医業収益比率(%)	10.0	10.3	10.2	10.0	9.9	9.7
後発医薬品の使用割合(%)	58.0	58.0	63.5	69.0	74.5	80.0
1日あたり入院患者数(人)	327	333	335	337	340	342
病床利用率(%)	78.4	79.9	80.4	80.9	81.4	81.9
査定率(%)	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2
純資産の額(百万円)	5,985	5,985	5,985	5,985	5,985	5,985
流動比率(%)	177	177	177	177	177	177

#### 5 再編・ネットワーク化への対応（P 23）

積極的な紹介患者の受入、逆紹介の推進等により、病院間・病院診療所間の連携を強化し、地域完結型の医療ネットワークの構築に努める。

#### 6 経営形態の見直し（P 23）

「新公立病院改革ガイドライン」では経営形態を見直す際の選択肢として、①地方公営企業法の全部適用、②地方独立行政法人化(非公務員型)、③指定管理者制度、④民間譲渡を示している。

公立病院に求められる不採算医療を引き続き担え、かつ、経営の自由度が高い経営形態は、地方独立行政法人化であると想定しており、本プランに基づく経営改革を行った上で、平成32年度に地方独立行政法人化に向けた検討に着手することとしている。

なお、現在当院は地方公営企業法の一部適用だが、全部適用への移行により経営の改善効果が確実に見込まれると判断した場合は、地方独立行政法人化の前段階として地方公営企業法の全部適用の移行に着手する予定としている。

#### 7 今後のスケジュール

（1）平成29年2月 第3回小田原市立病院運営審議会開催

（2）同年3月 小田原市立病院経営改革プラン策定